

○岐阜大学における研究活動上の不正行為の防止等に関する規程
(平成19年10月1日規程第61号)

改正	平成20年4月1日	平成23年4月1日
	平成24年8月1日	平成27年4月23日
	平成29年4月1日	平成30年4月1日
	平成31年4月1日岐阜大学規程第42号	令和2年4月1日岐大規程第50号

(目的)

第1条 この規程は、岐阜大学(以下「本学」という。)における研究者等の研究活動上の不正行為を防止し、及び研究活動上の不正行為が行われた場合、又はその恐れがある場合に厳正かつ適切に対応するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「研究者等」とは、研究者及び学生等をいう。

2 この規程において「研究者」とは、東海国立大学機構職員就業規則(令和2年度機構規則第1号)その他就業規則に基づき雇用されて研究活動に従事している者及び本学の施設設備を利用し、研究活動を行うことを認められた者をいう。

3 この規程において「学生等」とは、学部学生及び大学院学生、研究生その他本学に在学又は在籍して研究に従事する者をいう。

4 この規程において「研究活動上の不正行為」とは、本学研究者等が研究活動を行う場合における次の各号に掲げる行為をいう。

一 捏造 存在しないデータ、研究結果等を作成すること。

二 改ざん 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。

三 盗用 他の研究者のアイディア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること。

四 同じ研究成果の重複発表

五 論文著作者が適正に発表されない不適切なオーサーシップ

六 不正行為が指摘された場合の証拠隠滅、立証妨害等

5 この規程において「部局等」とは、学部、研究科、高等研究院、地域協学センター、流域圏科学研究センター、保健管理センター、医学部附属病院、教育推進・学生支援機構、学術研究・産学官連携推進本部、グローバル推進機構及び情報連携推進本部をいう。

(総括責任者)

第3条 本学における研究活動上の不正行為の防止等に関し、権限と責任を有する者として、総括責任者を置き、研究を担当する副学長をもって充てる。

2 総括責任者は、研究活動上の不正行為の防止等に関し総括し、研究活動上の不正行為が行われ、又はその恐れがある場合には、関係の副学長等と連携して厳正かつ適切に対応するものとする。

(部局等の長の責務)

第4条 部局等の長は、当該部局等における研究活動上の不正行為の防止等に関し、実質的な責任と権限を持つ者として、総括し、この規程に定める予備調査を実施するなど適切に対処しなければならない。

(研究倫理教育)

第4条の2 研究者倫理に関する知識を定着、更新させるため、各部局等において研

研究者等に対する研究倫理教育を実施する。

- 2 前項に定める研究倫理教育を実施するため、研究倫理教育責任者を置く。
- 3 研究倫理教育責任者は、当該部局等の長をもって充てる。
- 4 研究倫理教育責任者は、研究倫理教育を、定期的実施しなければならない。
- 5 研究倫理教育責任者は、第1項に定めるもののほか、研究活動上の不正行為の防止に関し必要な指導等を行うものとする。

(研究者等の責務)

第5条 研究者等は、研究活動上の不正行為を行ってはならず、また、他者による不正行為の防止に努めなければならない。

- 2 研究者等は、部局等の長の指示に従うとともに、この規程に定める調査等に協力しなければならない。
- 3 研究者等は、研究倫理教育責任者が実施する研究倫理教育を受講しなければならない。
- 4 研究者等は、研究活動の正当性の証明手段を確保するとともに、第三者による検証の可能性を担保するため、実験・観察ノート等の記録媒体及び実験試料・試薬等(以下「研究データ」という。)を一定期間、保存・管理し、開示の必要性及び相当性が認められる場合には、これを開示しなければならない。
- 5 前項に定める研究データの保存期間は、原則として、当該論文等の発表後、記録媒体にあつては10年、実験試料・標本や装置等の「物」にあつては、5年とする。。
- 6 複数の研究者等で行う研究活動について、研究者等は、個々の研究者間の役割分担・責任の明確化を行うとともに、主となる研究者等による研究成果等の適切な確認を行わなければならない。

(受付窓口)

第6条 本学における研究活動上の不正行為に関する通報、告発及び相談(以下「通報等」という。)に対応するため、学長の直属として運営局に受付窓口を置くものとする。

- 2 総括責任者及び受付窓口の担当者は、自らが関係する通報等の処理に関与してはならない。

(通報処理体制等の公表)

第7条 総括責任者は、受付窓口、通報等及び通報等に関する受付の方法その他必要な事項を、ホームページ等に公表する。

(通報等の方法)

第8条 通報等は、書面(ファックス及び電子メールを含む。)を受付窓口へ提出若しくは送付し、又は電話若しくは面談により行うものとする。

- 2 前項の書面は、原則として顕名によるものとし、次の各号に掲げる事項を明示しなければならない。
 - 一 研究活動上の不正行為を行ったとする研究者等の氏名又はグループ等の名称(以下「被通報者」という。)
 - 二 研究活動上の不正行為の態様等及び具体的内容
 - 三 研究活動上の内容を不正とする科学的合理的理由等
- 3 受付窓口は、前項各号の内容の一部又は全部に不備があるときは、当該書面の補正について指示することができる。

- 4 受付窓口は、通報等を受け付けたときは、速やかに総括責任者に報告する。
- 5 総括責任者は、通報等を受け付けた旨を当該通報等を行った者(以下「通報者」という。)に通知するものとする。この場合において、総括責任者は、当該通報者に対し、更に詳しい情報の提供又は当該通報等に基づいて行う調査等への協力について依頼することができる。
- 6 総括責任者は、当該通報等の対象に他機関に所属する者が含まれる場合又は想定される場合は、当該他機関に当該通報等を回付することとし、他機関から本学に回付された告発は、本学に告発があったものとして当該告発を取り扱う。
- 7 第1項に定めるもののほか、総括責任者は、報道、匿名による通報・告発があった場合又は学会、他機関から研究活動上の不正行為が指摘された場合並びに研究者コミュニティ及びインターネット等により不正行為の疑いが指摘された場合(研究活動上の不正行為を行ったとする研究者・研究グループ、不正行為の態様等、事案の内容が明示され、かつ不正とする科学的な合理性のある理由が明示されている場合に限る。)にも、第1項の通報等があったものとみなすことができる。
- 8 告発の意思を明示しない通報等があった場合、受付窓口は、その内容を確認及び精査して相当の理由があると認めるときは、通報者に対して告発の意思の有無を確認するものとする。
- 9 不正行為が行われようとしている、又は不正行為を求められているという通報等については、総括責任者は、その内容を確認及び精査し、相当の理由が認められたときは、当該通報等の対象となっている研究者等に警告を行う。この場合において、当該通報等の対象に他機関に所属する者が含まれる場合又は想定される場合は、当該他機関に当該通報等を回付する。
- 10 総括責任者は、第4項の規定による報告を受けたときは、当該通報等について速やかに学長に報告するものとする。

(調査の実施及び協力)

第8条の2 研究者等に係る不正行為の通報等があった場合、原則として、本学が当該事案の調査を行う。

- 2 前項の規定に関わらず、次の各号に該当する場合は、当該各号に定める者が調査を行う。
 - 一 被通報者が複数の機関等に所属する場合 当該通報等の対象となっている研究活動を主に行っていた機関等を中心に所属する複数の機関等が合同で行う。
 - 二 被通報者が本学以外の機関等で行った研究活動に係る通報等の場合 本学と当該機関等が合同で行う。
- 3 前2項の規定に関わらず、本学において調査の実施が困難な場合及び通報等に係る研究活動の予算を配分した機関等(以下「配分機関」という。)が特に認めた場合は、当該配分機関が調査を行い、当該配分機関から協力を要請されたときは、これに誠実に協力しなければならない。
- 4 本学以外の機関等において不正行為に係る調査がなされる場合で、当該機関等から協力を要請されたときは、これに誠実に協力しなければならない。

(通報等に係る事案の予備調査)

第9条 総括責任者は、第8条第4項の規定による報告を受け、かつ、前条の定めにより本学が調査を行う場合は、被通報者の所属する部局等の長(以下「当該部局

等の長」という。当該部局等の長が通報等の対象に含まれているときは、通報等の対象に含まれていない副学部長その他これに代わる者とする。以下同じ。)に、次の各号に掲げる事項について予備調査を勧告する。

- 一 当該通報等がされた研究活動上の不正行為が行われた可能性
 - 二 第8条第2項第3号の規定により示された科学的合理的理由と当該通報等がされた研究活動上の不正行為との関連性・論理性
 - 三 通報等がされた研究に関する研究データその他研究成果を検証するために必要な証拠が各研究分野の特性に応じた合理的な保存期間等を超えることによるものか否か
 - 四 通報等がなされる前に取り下げられた論文等に対する通報等については、取り下げに至った経緯及び事情を含め、不正行為の問題として調査すべきか否か
 - 五 その他必要と認める事項
- 2 当該部局等の長は、事実関係を調査し、その結果及び次の各号に掲げる事項を、勧告から30日以内に総括責任者に報告しなければならない。
- 一 次条の規定による調査の要否
 - 二 次条第7項の規定による措置に関する意見等
 - 三 研究活動上の不正行為が行われていない可能性が高いと認められるときは、当該通報等が悪意に基づくものである可能性
- 3 当該部局等の長は、第1項の予備調査の実施に関し、通報者、被通報者その他関係者に対し、必要な協力等を求めることができる。
- 4 前項の協力を求められた通報者、被通報者その他関係者は、誠実にこれに協力等をし、及び正当な理由なくこれを拒絶することができない。

(本調査)

第10条 総括責任者は、前条の予備調査の結果等に基づき、当該通報等がなされた事案について、速やかに本調査の要否を判断する。この場合において、必要と認めるときは、当該部局等以外の部局等の研究者で、当該通報等の対象となっている研究分野の研究者に対し、意見等を求めることができる。

- 2 前項の場合において、総括責任者は、本調査を行うことを決定したときは、速やかに、調査委員会を設置する。
- 3 総括責任者は、本調査を行うことを決定したときは、学長、通報者及び被通報者に通知し、配分機関及び関係省庁に報告する。被通報者に他機関に所属する者が含まれる場合は、当該他機関に通知する。
- 4 総括責任者は、本調査を行わないことを決定したときは、理由を付してその旨を通報者に通知する。この場合において、総括責任者は、予備調査に係る資料等を保存し、通報者の求めに応じ、開示するものとする。
- 5 総括責任者は、前条の予備調査の結果、当該通報等が悪意に基づくものと判断されたときは、通報者が所属する部局等又は他機関の長にその旨を通知する。
- 6 総括責任者は、前2項に定める通知を受けた通報者等から当該調査の結果について異議の申出があったときは、必要に応じて前条の予備調査について、当該部局等の長に再調査を求めることができる。
- 7 総括責任者は、本調査を行うことを決定したときは、第14条の調査結果又は第17条第3項の再調査結果の報告を受けるまでの間、被通報者に対し当該通報等された研究に係る活動を制限することができる。

(調査委員会)

第11条 調査委員会は、総括責任者が指名する5名以上の委員で組織する。

- 2 前項の委員には、国立大学法人東海国立大学機構に属さない第三者を半数以上含めなければならない。
- 3 第1項の委員は、通報者及び被通報者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。
- 4 調査委員会は、調査関係者以外の者及び被通報者に通報者が特定されないよう十分な配慮をしなければならない。

(本調査の開始)

第11条の2 調査委員会は、本調査の実施決定から30日以内に本調査を開始しなければならない。ただし、次条に定める異議申立があった場合は、この限りでない。

(調査委員会設置の通報)

第12条 総括責任者は、調査委員会を設置したときは、調査委員の所属及び氏名を通報者及び被通報者に通知するものとする。

- 2 前項の通知を受けた通報者及び被通報者は、当該通知を受けた日から7日以内に理由を付して異議申立をすることができる。
- 3 前項の異議申立があった場合、総括責任者は、その内容を審査し、必要と認めるときは、当該異議申立に係る委員を交代させる。
- 4 総括責任者は、前項の審査の結果及び委員を交代させたときは、当該調査委員の所属及び氏名を通報者及び被通報者に通知する。

(調査等)

第13条 調査委員会における本調査は、当該通報等において指摘された当該研究に係る論文、研究データその他の資料の精査及び関係者のヒアリングにより行い、必要に応じ被通報者に対して、再実験等を要請して資料の提出を求め、これに基づく調査等を行うものとする。

- 2 前項の本調査に際しては、被通報者に対し、弁明の機会を与えてその聴取をするとともに、再実験等を要請する場合、又は被通報者が申し出て調査委員会がその必要性を認めた場合は、それに要する期間及び機会(機器、経費等を含む。)を与えなければならない。
- 3 前項に定める再実験等は、調査委員会の指導及び監督の下、実施しなければならない。
- 4 被通報者は、前2項の弁明の機会において、当該通報等の内容を否認するときは、当該研究が科学的に適正な方法及び手続に則って行われたこと並びに当該論文等がそれに基づいて適切な表現により記載されたものであることを科学的な根拠を示して説明しなければならない。
- 5 調査委員会は、第1項の調査等の実施に関し、通報者、被通報者その他関係者に対し、必要な協力等を求めることができる。
- 6 前項の協力を求められた通報者、被通報者その他関係者は、誠実にこれに協力等をし、及び正当な理由なくこれを拒絶することができない。
- 7 第1項の規定にかかわらず、調査委員会は、本調査において有益かつ必要と認めるときは、本調査に関連する被通報者の他の研究を本調査の対象とすることができる。また、被通報者が本学以外の機関等で行った研究活動に係る場合も同様と

する。

- 8 調査委員会は、第1項及び第7項の本調査に当たって、証拠となる資料等を保全する措置をとらなければならない。この場合において、必要な場合を除き被通報者の研究活動を制限してはならない。
- 9 本調査に当たっては、本調査対象の研究に係る公表前のデータ又は論文等の研究上若しくは技術上秘密とすべき情報が本調査の遂行上(通報者に情報提供を行う場合を含む。)必要な範囲外に漏洩することのないよう配慮する。
(認定)

第13条の2 調査委員会は、本調査によって得られた、物的・科学的証拠、証言、被通報者の自認等の諸証拠を総合的に判断して、研究活動上の不正行為が行われたか否かの認定を行う。なお、被通報者の自認を唯一の証拠として不正行為を認定することはできない。

- 2 研究活動上の不正行為が行われたと認定したときは、その内容、不正行為に関与した者とその関与の度合、不正行為と認定された研究に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究における役割、その他必要な事項を併せて認定する。
- 3 研究活動上の不正行為が行われていないと認定したときは、併せて通報等が悪意に基づくものであったか否かの認定を行う。
- 4 前項の通報等が悪意に基づくものであったか否かの認定に当たっては、通報者に弁明の機会を与えなければならない。

(調査結果の報告)

第14条 調査委員会は、本調査の開始後150日以内に前条に掲げる事項の認定を行うとともに、これを含んだ本調査の結果をまとめ、総括責任者に報告する。

- 2 告発された事案に係る研究活動の予算の配分又は措置をした配分機関の求めに応じ調査の終了前であっても本調査の中間報告を当該配分機関等に提出するものとする。

(調査結果の通知)

第15条 総括責任者は、本調査の結果を速やかに通報者及び被通報者(被通報者以外で研究活動上の不正行為に関与したと認定された者を含む。以下「被通報者等」という。)並びに学長及び被通報者等が所属する部局等の長に通知するとともに、被通報者等に他機関に所属する者がある場合は、当該所属機関の長にも通知するものとする。

- 2 学長は、前項の通知を受けた場合は、本調査の結果を配分機関及び関係省庁に別紙様式により、報告しなければならない。
- 3 総括責任者は、本調査の結果、当該通報等が悪意に基づくものであると認定されたときは、通報者が所属する部局等(他機関に所属する者であるときは、当該他機関)の長に通知する。

(不服申立)

第16条 第14条の本調査の結果、研究活動上の不正行為が行われたと認定された被通報者等又は当該通報等が悪意に基づくものと認定された通報者は、前条第1項の通知を受けてから14日以内に、総括責任者に対し、不服申立をすることができる。

- 2 前項の場合において、当該不服申立をする者は、前条第1項の通知を受けてから14日の期間内であっても、同一理由による不服申立を繰り返すことはできない。

- 3 総括責任者は、第1項に基づき被通報者等から不服申立を受けたときは、その旨を被通報者等が所属する部局等の長及び通報者に通知し、及び被通報者等が他機関に所属する者であるときは、当該他機関の長に通知し、配分機関及び関係省庁に報告する。
- 4 総括責任者は、第1項に基づき通報者から不服申立を受けたときは、その旨を通報者が所属する部局等の長及び被通報者等に通知し、及び通報者が他機関に所属する者であるときは当該他機関の長に通知し、配分機関及び関係省庁に報告する。

(不服申立の審査及び再調査)

第17条 総括責任者は、前条第1項の不服申立を受けたときは、本調査を行った調査委員会に不服申立の審査を行わせる。

- 2 総括責任者は、前項の審査に当たり、不服申立の趣旨が新たに専門性を有する判断が必要となる場合は、調査委員の交代又は追加を行う。この場合において、調査委員の交代又は追加については、第11条の規定を準用する。
- 3 調査委員会は、不服申立の趣旨、理由等を勘案し、当該事案の再調査を行うか否かを速やかに審査し、その結果を速やかに総括責任者に報告する。
- 4 総括責任者は、被通報者等からの不服申立に対して、再調査を行わない決定をしたときは、被通報者等に当該決定を通知し、配分機関及び関係省庁に報告する。
- 5 調査委員会は、被通報者等からの不服申立に対して、再調査を行う決定をしたときは、被通報者等に対し、第14条の調査結果を覆すに足る資料の提出その他当該事案の速やかな解決に必要な協力を求めるものとし、被通報者等が必要な協力を行わないときは、再調査を行わず、又は打ち切ることができる。再調査を行わず、又は打ち切った場合、調査委員会は、総括責任者に報告し、総括責任者は、被通報者等に当該決定を通知し、配分機関及び関係省庁に報告する。
- 6 調査委員会が、被通報者等の不服申立に対して、再調査を開始した場合は、当該不服申立を受けた日から50日以内に、調査結果を総括責任者に報告する。
- 7 調査委員会が、通報者からの不服申立に対して、再調査を開始した場合は、当該不服申立を受けた日から30日以内に、調査結果を総括責任者に報告する。
- 8 総括責任者は、再調査結果の通知を行う場合は、第15条の規定に準じて行うものとする。

第18条 第10条から前条までに定めるもののほか、調査委員会が行う本調査及び不服申立の審査等に関し必要な事項は、別に定める。

第19条 削除
(措置)

第20条 学長は、第15条第1項の規定による通知(第16条の規定による不服申立があった場合は、第17条第8項の規定による通知)に基づき、被通報者等に研究活動上の不正行為があったと認めたときは、当該不正行為の重大性の程度に応じて、次の各号に掲げる措置をとるとともに、再発防止のために必要な措置を講じなければならない。

- 一 被通報者等に対する懲戒処分、告訴、告発等
- 二 被通報者等に対する研究費の使用停止及び返還の命令
- 三 被通報者等に対する関連論文の取下げ等の勧告

四 その他被通報者等の研究活動上の不正行為の排除及び本学の信頼回復のために必要な措置

- 2 学長は、第15条第1項の規定による通知(第16条の規定による不服申立があった場合は、第17条第8項による通知)に基づき、申立が悪意に基づく虚偽のものであったと認めたときは、通報者に対し、氏名の公表、懲戒処分、告訴、告発等の適切な措置を講じなければならない。

(調査結果の公表等)

第21条 総括責任者は、第14条又は第17条第6項若しくは第7項の調査委員会の調査結果の報告(以下「調査結果の報告」という。)において、研究活動上の不正行為が認定されたときは、速やかに次の事項を公表するものとする。

- 一 研究活動上の不正行為に関与した者の所属及び氏名
- 二 研究活動上の不正行為の内容
- 三 総括責任者又は調査委員会が公表時までに行った措置の内容
- 四 調査委員会委員の所属及び氏名
- 五 調査の方法、手順等
- 六 その他必要と認める事項

- 2 総括責任者は、調査結果の報告において、研究活動上の不正行為が行われていない旨の報告を受けた場合は、原則として、調査結果等の公表は行わないものとする。ただし、公表までに調査事案が外部に洩出していた場合及び論文等に故意によるものでない誤りがあった場合は、調査結果を公表する。

この場合において、公表する内容は、不正行為は行われていないこと(論文等に故意によるものでない誤りがあった場合は、そのことを含む。)、被通報者等の所属及び氏名、調査委員会委員の所属及び氏名、調査の方法、手順等とする。

- 3 総括責任者は、前2項の場合において、第14条の調査結果に基づく公表を行うときは、第16条第1項の規定による不服申立の期間等を考慮して行うものとする。
- 4 総括責任者は、当該公表する内容に学生等が含まれているときは、当該事案に応じて、適切な配慮を行わなければならない。

(不利益取扱いの禁止)

第22条 学長及び部局等の長は、通報等(通報等に関する相談を含む。)をしたことを理由として、当該通報者に対し、不利益な取扱いをしてはならない。

- 2 学長、総括責任者及び部局等の長は、単に通報等があったことをもって、当該通報者等の研究活動を部分的又は全面的に禁止するなど不利益な取扱いをしてはならない。

(秘密保持義務)

第23条 調査委員会の委員、受付窓口の担当者その他通報事案に関与した者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

- 2 調査事案が漏えいした場合、通報者及び被通報者の了解を得て、調査中にかかわらず調査事案について公に説明することができる。ただし、通報者又は被通報者の責により漏えいした場合は、当該者の了解は不要とする。

(雑則)

第24条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成19年10月1日から施行する。

附 則(平成20年4月1日)

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成23年4月1日)

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成24年8月1日)

この規程は、平成24年8月1日から施行する。

附 則(平成27年4月23日)

この規程は、平成27年4月23日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則(平成29年4月1日)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成30年4月1日)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成31年4月1日岐阜大学規程第42号)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和2年4月1日岐大規程第50号)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

別紙様式(第15条第2項関係)

研究活動における不正行為に関する調査結果について(報告)

[別紙参照]